

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 3 6 号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収猶予) 第 2 0 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)</u> 以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)から(4)まで <省略> 2 <省略> (過料) 第 2 2 条 市長は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。	(徴収猶予) 第 2 0 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)から(4)まで <省略> 2 <省略> (過料) 第 2 2 条 市長は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 0 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 1 2 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 1 1 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。